

青色申告の特典

個人の方が、新たに事業を始めた場合、税金に関しては青色申告をするのが有利だとよく言いますが、今回はこの青色申告がどのように有利なのか調べてみました。

青色申告者に認められる特典

青色申告特別控除
青色事業専従者給与の必要経費算入
純損失の繰越・繰戻



青色申告特別控除の適用関係

青色申告特別控除額	適用上の注意点
65万円	複式帳簿にもとづいて作成された貸借対照表、損益計算書を添付
10万円	の適用のない場合

注 不動産所得については、事業的規模によらない場合、青色事業専従者給与の必要経費算入や65万円の青色申告特別控除は認められないことになります。

新規開業で活用したい純損失の繰越し制度

新たな事業を軌道に乗せるのには時間がかかることが多いようです。創業赤字という言葉もあるように、開業当初は思うように利益が出ません。

各種所得の損益通算をしてもなお控除しきれない損失のことを**純損失**といますが、青色申告者についてはその金額を翌年以後**3年間繰り越して控除**することができます。つまり、創業赤字は翌年以後の利益と相殺が可能になります。

		赤字発生年度	翌年度	翌々年度
純損失の繰越しを 活用した場合	課税 所得	事業所得 1000万円 給与所得 300 純損失 700	事業所得 200万円 繰越純損失 700 差引 500	事業所得 500万円 繰越純損失 500 差引 0
	税額	0	0	0
	課税 所得	事業所得 1000万円 給与所得 300 純損失 700	事業所得 200	事業所得 500
純損失の繰越しが 使えない場合	税額	0	30	107

所得控除を考慮せずに住民税を含めた税率により算出し、万円未満の端数は切り捨て

純損失の繰越し制度を活用すると3年間で、137万円節税できます。

このように、青色申告することは、帳簿書類を整備するという手間がかかりますが、それに見合う特典があります。



白色申告者についても純損失の繰越控除は可能ですが、被災事業用資産の損失などに限定され、上記のような扱いはできません。また白色申告者でも、前々年分あるいは前年分の事業所得や不動産所得の合計が300万円を超える人は、帳簿を備え付けて売上などの総収入金額と仕入れなどの必要経費に関する事項について記帳し、一定期間保存しなければなりません。